

## 第1回定例委員会会議録

- 委員長 ) 日程第1 開会宣言
- 委員長 ) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長 ) 日程第3 会議録署名委員の指名(小石委員)
- 委員長 ) それでは、日程第4の審議に入ります。

第1号議案「芦屋市教育委員会規則等で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案説明を求めます。

管理課長 ) <議案資料に基づき概略説明>

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

委員長 ) 文化論も含めまして御意見がありましたら。

白川委員 ) 「宛てる」というときは「て」が要るのですね、「宛先」のときは要らないのですね。

管理課長 ) はい。そうなっております。

委員長 ) 今回のような類の、平仮名から漢字にするためだけに規則改定みたいな事例は過去にあるのでしょうか。非常に今回興味深かったものですから…。わからなければ結構です。

もう一つは、漢字文化をどう考えるかという場合に、枠を限定してしまうと豊かな漢字文化が消えるという部分がありますね。漢字文化の母体が何万語なのか何十万語かわかりませんが、豊かな漢字文化を制限した結果、使えなくなるということは、漢文や古典をやろうとするときに非常に制約になってくる。それは時に感じますね。そのあたりのところは文化としての話ですが。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、第2号議案「芦屋市立美術博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。これは次の第3号議案「芦屋市谷崎潤一郎記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、第4号議案「芦屋市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、第5号議案「芦屋市立公民館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」と関連する内容ということで一括で審議をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

委員長) 異議なしと認め、一括して上げたいと思っております。第2号議案から第5号議案まで、提案説明を求めます。

社会教育部長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

用語の問題ですが、図書館協議会は「委員長」、公民館審議会も「委員長」、美術博物館協議会は「会長」となっていますね。このあたり今回整理はされないのですか。

社会教育部長) この点は教育長からも指摘を受けまして、単純に施行規則の話でしたら、文言の調整も可能かというところもありますが、

それぞれの条例の中で、報酬も含めて委員長、会長、それぞれの使い方をしておりますので、今回は全体的な改正についてはしておりません。

小石委員) 館長と会長は、組織の中ではどういう関係になるのですか、今までは館長が招集する、これからは、協議会の会長が招集するということですが。

社会教育部長) もともと美術博物館は市の直営で運営しておりまして、館長も、市の職員という位置付けで対応しておりました。美術博物館ができてから館長になられた方は、外から来ていただいたり、時期的には教育長や部長が兼務していたりという状況をずっと歩んできております。そういう意味でも、美術博物館は非常に例外的な流れになっておりました。例えば、委員会自体はそれぞれの所管課長が招集するというふうなこともあります。今回、内部でいろいろ協議しましたところ、すべて委員長が招集する形に決めさせていただいたというところです。

繰り返しとなりますが、美術博物館は、館長という言い方が、特殊な意味合いでずっとされてきましたが、指定管理になりましたので、指定管理の仕様の中で、美術博物館協議会自体を市で運営しますので、市側のルールに合わせて委員長という形に変えさせていただいたということです。

小石委員) 会長と館長は、権限的にはどういう関係でしょうか。

社会教育部長) 館長は美術博物館全体の責任者で、委員長につきましては、協議会の委員長でございます。

小石委員) 協議会の運営ということですね。

社会教育部長) はい。美術博物館の運営のあり方について検討いただく委

員会の委員長となりますので、役割は全然違うかと思えます。

委員長 ) 私の把握しているところで、美術博物館は市が所有する施設で、教育長が館長を務めていたときもあり、芦屋市の行政マンが一定の兼職があり得るとして、館長それ自体がもう公務員でしたね。

ところが、指定管理では、対外的な業者との契約関係になりますから、芦屋市の所有運営財産、運営権の一部を民間に渡すと、館長は従来の公務員ではなく、民間になるわけですね。

一方、市では美術博物館の運営を基本的に支配する機関として、運営協議会を設け、運営をコントロールしていくという形になっているかと思えます。

委員長 ) それから観覧料等の減額についてですが、当然、値段を下げれば収入も減ることになるわけですが、近隣の状況などはどうでしょうか。これがある程度一般的な状況ですか。

社会教育部長) 市民限定と言いますのは、阪神間でも少数に入ります。ただし、もともと常設展の場合300円で、半額にして150円の差しかないこともありましたので、今までそれほど苦情として上がってこなかったというところはあるかと思えます。

これにつきましては、指定管理者は使用料金制となっておりますので、料金を下げることは収入のマイナスになることも考え合わせて調整した結果、それでもよいということで、少しでも多くの方に来ていただくほうが大切かと思い、今回の改正になりました。

委員長 ) わかりました。ほかに質疑はございますか。

白川委員 ) 図書館協議会は、今までなかったのですか。

社会教育部長) 図書館協議会はありましたが、だれが招集するとか、そのあたりが明らかになっていませんでした。

白川委員) ではこの改正案の3ページの規定はどこにもなかったのですね。

社会教育部長) はい、現行なかったので、新たに追加いたしました。

白川委員) わかりました。規定はなくとも、開かれてはいたのですね。

社会教育部長) 開かれておりました。

宇佐見委員) 図書館協議会は大体イメージがつきますが、公民館運営審議会は、委員の皆様は何名ぐらいおられて、どんな会議を年に何回ぐらい開催されておられますか。

公民館長) 公民館運営審議会は委員が8名で、図書館協議会と同じように、公民館の事業内容について御審議いただいて、あと予算についても報告させていただいております。

宇佐見委員) 年に何回ぐらい開催されているのでしょうか。

公民館長) 図書館協議会も公民館運営審議会も年2回です。

宇佐見委員) 年2回。そういった図書館協議会もそうですけど、そういう議事録というのは公開されているのでしょうか。

公民館長) 図書館協議会も公民館運営審議会も両方議事録を公開しております。公開につきましては、その会の中で公開するかどうかを決めさせていただいて、公開と決まれば芦屋市のホームページに掲載させていただいている状況です。

社会教育部長) 1点よろしいでしょうか。今まで施行規則になかったという理由は、もともと国の法律に基づいて設置しておりましたので、今回それが条例におりてきまして、施行規則も当然そこで変わる必要があるとお考えいただけたらと思います。

委員長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。第2号議案から第5号議案まで、  
原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案採決。

結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、日程第5。専決報告第1号「参事、次長、主幹及び主  
査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定につ  
いて」、専決報告第2号「芦屋市谷崎潤一郎記念館処務規則及び  
芦屋市立美術博物館処務規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて」、ともに関連する内容とのことですので、一括で審議し  
たいと思います。御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

委員長 ) 異議なしと認めます。専決報告の1号と2号を一括して、  
提案説明を求めます。

管理課長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員 ) 異論は特にはないですが、今まで文化財を扱う担当部署はず  
っとあったのでしょうか、それとも必要に応じて作られるよう  
な部署でしょうか。

管理課長 ) もともとは生涯学習課と文化財課に分かれており、生涯学  
習課とは別の課としてございました。それが組織の統廃合等  
により課が統合され、生涯学習課の中に文化財担当を置いており

ましたが、今回、業務が一定落ち着いたことに伴いまして・・・。

小石委員) 整理をしていかれたということですね。

委員長) 今回、社会教育施設担当の主査が廃止されておりますが、主査の位置付けも含めてそのあたりもう少し御説明願えますか。

社会教育部長) 美術博物館について社会教育施設担当の主査を置いておりましたのは、指定管理者制度が導入されましたが、いきなり行政のほうの担当を廃止してしまうのはいかがなものかということで、1年間担当の主査を配置しておりましたけれども、一定、1年経過した時点で安定的な運営が可能になっているということで、今回、専任の主査を外したというところでございます。

委員長) 主査というのは下に部下を持つのですか、それともお一人のみで担当されているのですか。

社会教育部長) 主査は、昔でいうところの係長級です。部下がいる場合もありますし、いない場合もあります。

委員長) そうすると、今年はこの業務が必要だから主査を置きました。翌年は業務が終わりましたのでなくしますという形ですね。

社会教育部長) 23年度につきましては、専任の主査でしたから、その主査は、いわばそのことだけをしていたのですけれども、1人の主査が専らそれにかかわるだけのボリュームというものがなくなったという判断で、今回、それも含めて融通し合えるような形に変更させていただいたところです。

委員長) 一種のまとめ型にしたわけですね。専任ではなくて。

白川委員) 特別支援の主査も以前はあって、去年なくなって、今年また配置されましたね。幼稚園担当の主幹も、たしか以前もあって、今年、もっと全体を見るようにという理由でまた配置され

ています。やはり一つは全体の事務の構成と、それからどこに力を入れるかという、それとの絡みでこういうふうになるのかしらと、私は理解しているのですが。

委員長 ) 我々は、教育の基本方針を毎年出していきます。現場でも、そうすると、それを受ける形で、人事を動かしておられるわけですかね。

管理課長 ) 毎年、組織、人事もそうですが、所管課のヒアリングをやりまして、その中で、例えば今年度の事務量、来年度の事務量の見込み、事務はこういうことが変わっていく、現状こういう点で困っているというようなことを、ヒアリングを重ねまして、その中で実態にあわせて、おっしゃる人の問題もありますので、なかなかそのとおりに行かない部分はありますけれども、それにあわせた形で組織を毎年見直しているところでございます。

委員長 ) わかりました。ここは教育長以下、最も円滑な、効率的な、それから目標に向かって最も実効性の高い形を目指して、当然、我々教育委員会としてはそれに向かってやっているわけですから、そういう意味で、今年はこの組織体制と人事体制でいくという理解でよろしいですかね。

宇佐見委員 ) 一つ質問があります、先ほどいただいた資料の中で、主査と主席主査の方がいらっしゃるのですが、これはどういった違いなんでしょうか。

教職員課長 ) 主席主査と申しますのは、給料の格付の関係で、主査というのは本来3級の給料の格付をしておりますが、制度上、同じ主査の中でも4級に位置づけている主査がおりまして、それを主席という形で呼んでおります。役職的には同じものでござい



ます。

白川委員) 今年度、園長先生が主幹で入られましたよね。今の説明では幼稚園だけの担当ではなく、全体の学校教育との関連で広く担当なさるということでしたが、何かほかにも意図があつてそういう形になさったのですか。

管理課長) 今、御承知のように、子ども・子育て新システムの関係もございまして、これは市全体で就学前の子供の教育・保育をどうしていくかということを考えていくのですけれども、当然その中に教育委員会としても一緒に入って検討していくべき課題であると思っております。その中で、今、現在の幼稚園教育という立場から入っていただくという役割も担っていただけるとい位置づけで主幹級を配置させていただきました。

委員長) 今の趣旨は幼保連携という、そのあたりのところを含めてという形ですか。

管理課長) そうでございます。

白川委員) わかりました。多分そうではないかなと思いました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。専決報告第1号、専決報告第2号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第1号、専決報告第2号承認。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

次に、専決報告3号「芦屋市教職員の個別退職勧奨に関する

取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について」を審議といたします。提案説明を求めます。

教職員課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今回、「勸奨を受けて退職する場合」というのが削除されたわけですが、そうすると、端的にいいますと、結果はどう違ってくるのですか。

教職員課長) このたび、市のほうで、勸奨退職につきまして国等からの助言等もございましたので、特別昇給の制度を廃止いたしました。その関係で、規則のほうの第7号、「非違によることなく勸奨を受けて退職する場合」という規定を削除いたしまして、それを受けて要綱のほうにございます特別昇給が4号昇級するという規定がなくなるということになります。

委員長) 今、私がお聞きしたかったのが、勸奨退職というのはこれによってなくなりますと、いわゆる規則等から消えるとしたら、そうすると、勸奨退職制度、すなわち早期退職等、需要があったら一定の昇給をさせて、そして退職してもらおうという形ですね。これ自体は生き残るのか、違った形でね。その点はいかがですか。

教職員課長) 特別昇給は廃止になりますが、勸奨退職という制度としては残ります。

委員長) なるほど。

教職員課長) 特別昇給については、廃止ということで4月1日から施行させていただきます。

委員長) 特別昇給はしないけれど、勸奨退職制度それ自体はまだ存

続してるいという形ですね。

教職員課長) はい、しております。

委員長) では、特別昇給はないけれど、退職手当の額としては、別の形でなんらかの手当されているのか。その点はいかがですか。

教職員課長) 完全に廃止となりますので、言いますと、昨年度と同じ形で勧奨退職迎えられる方は、その分額は少なくなります。

委員長) なるほど。その金額の差はどのくらいですか。

教職員課長) 平均で14万円少しぐらいの減額になります。

管理部長) 特別昇給はなくなりましたが、勧奨退職という形で退職しますと、退職手当の月数、これが定年退職と同様の取扱になります。ですから、勧奨退職ではなく普通にやめましたら普通退職で退職手当の月数は少なくなります。そういうことで、勧奨退職制度そのものは残っております。

それと、一般職のほうで規則が改正されておりますけれども、もちろん一般職のほうも同様に要綱の改正を行っております。

教育長) ここでいう、芦屋市教職員とは誰が該当するのかと申しますと市で雇用した幼稚園の先生などが該当します。小学校や中学校の先生は県費負担職員ですから、この適用は受けません。

管理部長) はい。ただ、この特別昇給そのものの制度は県下でも芦屋ともう1市ぐらいしか残っておりませんでした。個別に指導助言をいただいていたところでございまして、労使交渉の結果、廃止というふうになりました。

白川委員) 芦屋市教職員というのは、幼稚園の先生以外にどのような方がおられますか。

教職員課長) 基本的に、市費の関係の教職員が、すべて含まれます。

交流の関係で県費職員から指導主事に来ていただいている先生方もこの教職員に含まれます。しかし、勸奨退職は、勤続25年以上や50歳以上のかたといった条件があり、市の教育委員会に25年以上来ていただいている方がおられませんので、実際にはこの規定に該当するかたはおられません。

委員長) もう専決処分になっていますから、4月1日ですでに先行実施される状況ではありますが、御意見として問題等は特にないということよろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉  
次に、専決報告第4号「芦屋市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これは、協議会の会長の交代ということよろしいですか。

生涯学習課長) 家庭教育に資する者の中から、という位置づけでPTA協議会からどなたか1名を推薦でお願いしておりますが、必ずしも会長ということではございません。今回御推薦いただいたかたが、偶然会長を引き受けられる方となりました。

委員長) これは既に委嘱が済んでいる方ですけど、万谷さんは、

市民公募委員で参画しておられますね。この方は、どういう分野でいらっしやったのでしたかね。

生涯学習課長) 市民公募として広報紙を通じて募集を行い、社会教育についての内容でお考えをいただき、数名応募がありました。選考委員会を開き、決定いたしました方です。大阪のほうで社会教育に関する分野に携わっておられる方でございます。ただ、現在はそこをもう御退職され、また別の場所で活動されるとお伺いしております。熱心に社会教育のことを考えておられる方でございます。

委員長) 社会教育委員会と教育委員会とは、ある程度連携をとりながら進んでいかなければなりません。社会教育委員会からの意向や要望などは何か聞いておられますか。

生涯学習課長) 直近の会議等では、特にお伺いはしていません。以前から、学校教育と社会教育で委員同士の意見交換をしたいとはお話が出ております。今までに2回お話し合いの場を設定させていただいているところです。さらに密に情報交換や意見交換ができれば良いのではないかと意向を伺っております。

委員長) わかりました。そのあたりのところも、今後もある程度把握して情報を上げてもらうのがいいのではないかと思いますのでお願いします。

小石委員) 社会教育委員会は年に何回ぐらい開催されておられるのでしょうか。

生涯学習課長) 年6回です。

小石委員) わかりました。

白川委員) 社会教育委員の中で、家庭教育を担当される方は、非常に

重要と思いますが、今泉さんは1期だけでしたね。

生涯学習課長) そうです。

白川委員) この分野はほとんど1期ごとで交代しておられるのでしょうか。

生涯学習課長) 今泉様はPTA協議会からの代表で推薦をお願いして出ていただいておりますが、理由等をお伺いしておりますと、PTA協議会の会長はもちろん交代されますが、事務局側としても会長職の方をお願いしているわけではございません。ただ、やはりPTA協議会で何らかの役員をしておられる方でないと、PTAの一会員というだけでは、PTA協議会の内部で情報をおろすことは難しいだろうということで、今回の今泉様についても役員を外れるということ、今回辞任されることになりました。しかし、社会教育委員を必ずしも1年で交代しなければならないわけではございませんので、事務局側としまして、できるだけ任期中は社会教育委員を務めていただくようお願いしているところでございます。

宇佐見委員) 今泉様の前が松本様で、その前は大江様が長く勤めてくださっていましたが、私も、1期で終わることについて御本人ともお話をさせていただきました。社会教育委員の任期が2年ということは、意味があるわけで、もちろん2年以上勤められる方もおられますが、やはり1期で終わると、やっとわかってきたころに交代と思いますので、できれば家庭教育の意見として、社会教育委員会の会議に反映させるためには、2年の任期は必要ではないかと思います。ですから、1年での交代が何年か続いて、会長が毎年変わるごとに社会教育委員も交代するものだ

ということが慣例になってしまいかねませんので、社会教育委員の中でも議論が必要になってくるのではないかと感じます。あわせてP T A協議会の中でも話し合っていく必要があると思います。

委員長 ) テーマの問題と、それからある程度の期間、情報と経験のところを社会教育委員会の中でも一度討議していただいてもいいでしょうね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長 ) 閉会の前に、私のほうから提案ですが、先月29日に、「昼食のあり方を考える懇話会」から報告書が提出されました。

私たち教育委員も、その報告書をいただいておりますが、事務局のほうでも、すでにこの報告書について研究を進めておられることと思います。

そこで、私たち教育委員と、事務局とが、一緒に、いわゆる勉強会というか、ともに意見交換などをする場を、別に設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育部長) わかりました。では事務局のほうから、別途日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いします。

委員長 ) 日程第5 閉会宣言